

## 会 議 録

1. 会議の名称 高齢者保健福祉推進委員会
2. 開催日時 令和2年11月5日（木） 13時30分～15時30分
3. 開催場所 熊取ふれあいセンター 1階 健康づくり室
4. 議題
- 案件1 第7期計画における事業実施状況等（令和元年度実績）  
について
- 案件2 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案につ  
いて
- 案件3 地域密着型サービスについて
- 案件4 その他
5. 公開・非公開の別 公開
6. 傍聴者数 0人

### 7. 審議等の概要

案件1 第7期計画における事業実施状況等（令和元年度実績）について

○事務局説明

○審議結果

・以下のとおり、質疑、意見があった。

・避難行動要支援者支援プランについて、計画ははっきりしたものができていても、コロナや実際の災害があったときに支援者の確保は本当に大丈夫なのかと感じている。検証が大事だと思っている。自治会との連携が重要で、実際に訪問して、その関わってる人と話をしていかないと、いざというときにいいプランができていても、全然役に立たない防災対策になるのではと思う。

→まちぐるみ支援制度については、まず自助、共助ということで各地域で依頼をしている。個別計画策定についても、区長あるいは区のほうに依頼をし、各同意を得られた方についてそれぞれ個別に計画を立ててもらっている。その中でも民生委員や地域の福祉委員などの協力を得ながら精度を上げるように努力している。検証については、平常時からの個別計画なり同意者名簿を

それぞれ見守り活動という形で使ってもらい、どうしても分からなかったことが連絡がついたとかいうことも聞いているので、活用はできているかと考えている。

- ・実際、災害が起きたとき、区長が全て確認するわけではない。誰が誰のところに行くのかなどの確認が一番大事である。災害があればみんな自分が大事なので逃げ、取り残されたら大変なことになる。自治会の役員は毎年変わっていくので、引き継ぎも大事である。
- ・タピオステーションの補助金を活用について、これは会計報告が必要か。  
→タピオステーションを行っているところで補助金を希望する団体は、申請及び会計報告が必要で、どういう活動をしたか報告してもらい、それに応じて補助を行っている。

#### 案件2 第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画素案について

##### ○事務局説明

##### ○審議結果

- ・以下のとおり、意見があり、指摘事項については次回会議に向け検討を行うことになった。また、その他意見があれば事務局に連絡をもらうことになった。
- ・基本指針の中身が見え隠れはするが、明確には書けてないというところで、どうしてもこれだけは改めて議論した上で変えてもらいたいものとしては、介護離職ゼロをするためには基盤整備が必要であること。基盤整備の在り方、これは方向性で結構だと思うが、その在り方を記載してもらいたい。
- ・人材確保に関しては全体のイメージがまだつかめない。ボランティアまで含めた広い人材なのか、専門職なのか、そこが十分書けてないといった状態
- ・有料老人ホーム、サ高住について、どこまで書くか。これは庁内でしっかりと議論をしてもらいたい。ただ単純に情報提供で終わらすのか、それとも特定居宅介護者になってもらうといったことも含めて考えてもらいたい
- ・災害について、昨今、災害福祉の視点で論文もたくさん出ているので、従来から出てきている要援護者だけでなく、災害福祉の視点からどうあるべきかをもう少し具体的に書いてもらえたらと思う。
- ・地域共生社会に関することが本来、第3章の理念、そういったところに盛り込むべきもので、もう少し地域共生社会の理念、考え方を盛り込んでもらいたい。
- ・新型コロナウイルスについて、計画の中に感染症対策部分に記載はあるが、コロナに対して、介護予防の事業や体操などどういう対策をしているか具体的な方法を挙げて、対策をしているから安心して参加してというような、8期はそういうふうな目標があってもいいのかなと思う。
- ・介護離職の問題について、ケアマネージャーもこの制度がスタートしてから上位のクラスで離職がすごく多い。新しくケアマネージャーになろうかとい

う人がすごく少ない。この裏側には、人のためにみんなが喜ぶ、高齢者の笑顔が見たいと思って動くが、書類が大方を占めるということがある。利用者のところには行きたいという気持ちと葛藤して、なかなかケアマネジャーを続けられる方というのは少なくなっている。その中で熊取町は予防の部分で書類が多過ぎる。熊取町独自で出している書類について検討してもらえたらと思う。

#### 案件3 地域密着型サービスについて

○事務局説明

○審議結果

- ・サービスの実施事業所の変更について報告し、質疑・意見はなかった。

#### 案件4 その他

○特になし

8. 審議会の情報	名称	高齢者保健福祉推進委員会
	根拠法令等	附属機関条例 高齢者保健福祉推進委員会規則
	設置期間	平成18年4月1日～
	所掌事項	(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定又は見直しに係る調査及び検討に関する事務、並びに目標達成状況の点検及び進行管理に関する事務。 (2) 地域密着型サービスを提供する事務所の指定やサービスの指定基準及び介護報酬の設定等地域密着型サービスの運営に関する事務。 (3) 地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務。
	委員数	18名以内
9. 担当課	介護保険課	